

議案第 17 号

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部
部を改正する条例の制定について

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用料）

第6条 センターを利用した者は、使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 通所介護を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた通所介護に係る費用の額
- (2) 第1号通所事業を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた第1号通所事業に係る費用の額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

野田市老人デイサービスセンターについて、利用料金を使用料に変更することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年野田市
条例第24号）

改 正 案	現 行
<u>(使用料)</u> 第6条 センターを利用した者は、使用料を 納入しなければならない。 2 使用料の額は、次のとおりとする。 (1) 通所介護を受ける者への通所による 便宜の供与にあつては、介護保険法の規 定により定められた通所介護に係る費用 の額 (2) 第1号通所事業を受ける者への通所 による便宜の供与にあつては、介護保険 法の規定により定められた第1号通所事 業に係る費用の額	<u>(利用料金)</u> 第6条 センターを利用する者は、指定管理 者に対し、その利用に係る料金(以下この条 において「利用料金」という。)を支払わな なければならない。 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。 3 利用料金の額は、次に掲げる額の範囲内に おいて、指定管理者が市長の承認を得て定 めるものとする。 (1) 通所介護を受ける者への通所による 便宜の供与にあつては、介護保険法の規 定により定められた通所介護に係る費用 の額 (2) 第1号通所事業を受ける者への通所 による便宜の供与にあつては、介護保険 法の規定により定められた第1号通所事 業に係る費用の額 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨 及び利用料金の額を告示するものとする。